

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(通則)</p> <p>第1 略</p> <p>(交付の対象及び交付額の算出方法)</p> <p>第2 1項から2項 略</p> <p>3 以下の各号に定める補助事業については一補助事業者あたりの補助金の交付額に上限金額を定める。</p> <p>(1) から (2) 略</p> <p>(3) <u>外国人介護人材技能向上研修事業については、1補助事業者あたり1,500千円を補助額の上限とする。</u></p> <p>(申請手続)</p> <p>第3から第15まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年11月13日に施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(通則)</p> <p>同左</p> <p>(交付の対象及び交付額の算出方法)</p> <p>同左</p> <p>3 以下の各号に定める補助事業については一補助事業者あたりの補助金の交付額に上限金額を定める。</p> <p>同左</p> <p>(3) <u>介護事業所 ICT 導入支援事業については、令和5年7月31日付け老高発 0731 第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知により、補助年度を超えた1事業所当たりの補助上限額が規定されているため、前項(3)により算定された額に調整を行うことがある。調整方法については別に定めるところによる。</u></p> <p>(申請手続)</p> <p>同左</p> <p>附 則 同左</p>

新						旧																																																					
別表 介護従事者の確保に関する事業						別表 介護従事者の確保に関する事業																																																					
1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率	1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率																																																
介護の普及啓発事業の項から喀痰吸引等整備事業の項まで 略						同左																																																					
外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び平成31年4月1日付け31地福第220号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	介護福祉士資格の取得を目指す留学生1人につき下表のとおり	略	略	略	外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	令和5年6月23日付け社援基発0623第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び平成31年4月1日付け31地福第220号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	介護福祉士資格の取得を目指す留学生1人につき下表のとおり	同左	同左	同左																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>経費</th> <th>基準額</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本語学校</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="2">1年以内</td> </tr> <tr> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護福祉士養成施設</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="4">正規の就学期間※2</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>就職準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士試験受験対策費用</td> <td>40,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1)家賃の他、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。  <u>なお、補助事業者が1年度で360,000円を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合は、以下①②のとおり基準額の加算を行う。</u>  ①月20,000円の加算  ②入居に係る初期費用等について、該当月(1回/年度)に限り、月50,000円の加算  ※2)病気等真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した場合は対象期間に含める。</p>						対象	経費	基準額	対象期間	日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内	居住費などの生活費※1	30,000円 月額	介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2	入学準備金	200,000円 1回限り	就職準備金	200,000円 1回限り	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り		居住費などの生活費※1	30,000円 月額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>経費</th> <th>基準額</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本語学校</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="2">1年以内</td> </tr> <tr> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護福祉士養成施設</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="4">正規の就学期間※2</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>就職準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士試験受験対策費用</td> <td>40,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1)家賃の他、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。  ※2)病気等真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した場合は対象期間に含める。</p>						対象	経費	基準額	対象期間	日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内	居住費などの生活費※1	30,000円 月額	介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2	入学準備金	200,000円 1回限り	就職準備金	200,000円 1回限り	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り		居住費などの生活費※1	30,000円 月額	
対象	経費	基準額	対象期間																																																								
日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内																																																								
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																																																									
介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2																																																								
	入学準備金	200,000円 1回限り																																																									
	就職準備金	200,000円 1回限り																																																									
	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り																																																									
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																																																									
対象	経費	基準額	対象期間																																																								
日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内																																																								
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																																																									
介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2																																																								
	入学準備金	200,000円 1回限り																																																									
	就職準備金	200,000円 1回限り																																																									
	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り																																																									
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																																																									
(削除)						介護事業所ICT導入支援事業	令和5年7月31日付け老高発0731第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知に基づき実施する事業及び令和元年11月1日付け31地福第1286号福祉局長通知の「介護事業所ICT導入支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	職員数※に応じて、1事業所当たり以下のとおり  (1)以下のいずれかを満たす場合 ① LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルを、LIFE のCSV 取込機能により LIFE にデータ提供している又は提供を予定していること ② 「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプ	介護事業所が導入する ICT 機器の購入、リース等に関する次の経費  (1)介護ソフト等 記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行う機能を持つ介護ソフト、「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア、「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア、厚生労働省が別途定める	介護事業所を運営する法人	3/4																																																

新					旧						
							<p>ラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること</p> <p>③ICT導入計画書において文書量の半減を見込んでいること</p> <p>ア 1名以上10名以下 1,333,334円</p> <p>イ 11名以上20名以下 2,133,334円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 2,666,667円</p> <p>エ 31名以上 3,466,667円</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 1名以上10名以下 2,000,000円</p> <p>イ 11名以上20名以下 3,200,000円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 4,000,000円</p> <p>エ 31名以上 5,200,000円</p> <p>※職員数 ・時点における常勤換算方法により算出し、小数点以下は四捨五入とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員及び管理者や生活相談</p>	<p>方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェアの購入費又は使用料(ただし、事業所が独自開発する介護ソフト等に係る費用は対象外)</p> <p>(2)情報端末専ら介護ソフトを使用するための端末であってタブレット端末やインカムなどICT技術を活用したものの購入費又は使用料(ただし、メンテナンス費や事業所に設置するパソコンやプリンター等の端末にかかる費用は対象外)</p> <p>(3)通信環境機器等 (1)(2)を利用するために必要なWi-Fi環境を整備するために必要な機器購入費及び設置費(ただし、通信費は対象外)</p> <p>(4)保守経費等クラウドサービス利用料、保守・サポート費、導入設定</p>			1/2

新						旧					
								<p>員等については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。 ・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTを活用する職員（管理者や生活相談員等）も算入できる。</p>	<p>費、導入にあたっての職員のスキルアップ研修費、セキュリティ対策費、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた経費等</p> <p>(5)その他 バックオフィス業務ソフト導入の購入費又は使用料、その他知事が適当と認めるもの（ただし、既に保有している機器等の廃棄に係る経費並びに機器の設置に係る建物の改修費は対象外）</p>		
(削除)						<p>介護ロボット導入支援事業</p>	<p>令和5年7月31日付け老高発0731第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知に基づき実施する事業及び令和2年8月12日付け2高福第698号福祉局長通知の「介護ロボット導入支援事業実施要綱」に基づき実施する事業</p>	<p>(1)介護ロボット1機器当たり</p> <p>ア 以下の要件を満たす場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定</p>	<p>介護ロボット機器の購入費、リース代(保険料、通信費、メンテナンス費用、既に保有している機器等の廃棄に係る経費は対象外)</p>	<p>介護事業所を運営する法人</p>	<p>3/4</p>

新					旧					
							<p>していること</p> <p>①移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援の場面において使用されるもの 1,333,334円</p> <p>②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの 400,000円</p>			
							<p>イ ア以外の場合</p> <p>①移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援の場面において使用されるもの 2,000,000円</p> <p>②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの 600,000円</p>			1/2
							<p>(2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備</p> <p>ア 以下の要件を満たす場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うと</p>	<p>見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る次の経費</p> <p>(1)Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポ</p>		3/4

新					旧				
							<p>もに、利用者 のケアの質の維 持・向上や職員 の休憩時間の確 保等の負担軽減 に資する取組を 行うことを予定 していること 1事業所当たり 10,000千円</p> <p>イ ア以外の場 合 1事業所当たり 15,000千円</p>	<p>イント、システ ム管理サーバ ー、ネットワー ク構築等) (2) 職員間の 情報共有や職 員の移動負担 を軽減するな ど効果・効率的 なコミュニケ ーションを図 るためのイン カム(デジタル 簡易無線登録 型等の Wi-Fi 非対応型のイン カムを 含む。)の導入に 必要な経費 (3) 見守り機 器を用いて得 られる情報を 介護記録にシ ステム連動さ せるために必 要な経費(見守 り機器を用い て得られる情 報とシステム 連動可能な介 護記録ソフト ウェア(既存の 介護記録ソフト ウェアの改 修経費も 含む)、バイタル 測定が可能な ウェアラブル 端末、見守り機 器を用いて得 られる情報と ソフトウェア 間を接続する ためのゲート ウェイ装置等)</p>	1/2

新						旧					
外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和2年8月12日付け2高福第698号福祉局長通知の「外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	略	略	略	略	外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業	令和5年6月23日付け社援基発0623第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和2年8月12日付け2高福第698号福祉局長通知の「外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	同左	同左	同左	同左
介護人材確保対策連携支援事業の項から介護福祉士等修学資金貸付事業の項まで 略						同左					
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）実施要綱」に基づき実施する事業	略	略	略	略	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）	令和5年6月23日付け社援基発0623第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）実施要綱」に基づき実施する事業	同左	同左	同左	同左
外国人介護人材技能向上研修事業	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通	略	略	略	略	外国人介護人材技能向上研修事業	令和5年6月23日付け社援基発0623第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通	同左	同左	同左	同左

新					旧					
	知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱」に基づき実施する事業						知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱」に基づき実施する事業			